

平成30年度国民健康保険税のお知らせ

平成30年度の国民健康保険税率(国保税)を、表1のとおり改定しました。

●あなたの健康を支える国民健康保険制度

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、県と町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

●国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するために加入者の皆さんから負担していただく大切な財源となっています。

忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方(納税義務者)へ送付されますので、表2の各期別の納期限内に納付をお願いします。

※表1の見方

【医療分】・・・加入するすべての方に課税されます。

【後期高齢者支援金分】・・・加入するすべての方に課税されます。

【介護分】・・・40歳から64歳までの方に課税されます。

【所得割】・・・前年度の所得に応じて算出される額です。

【均等割】・・・世帯の加入者1人あたりの金額です。

【平等割】・・・1世帯あたりの金額です。

表1 平成30年度 国民健康保険税率

区分	医療分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成29年度	6.9%	20,900円	22,400円	54万円
平成30年度	6.2%	21,500円	15,500円	58万円
比較	△0.7%	600円	△6,900円	4万円

区分	後期高齢者支援金分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成29年度	2.5%	8,500円	7,300円	19万円
平成30年度	2.1%	7,400円	5,500円	19万円
比較	△0.4%	△1,100円	△1,800円	0万円

区分	介護分			
	所得割	均等割	平等割	限度額
平成29年度	2.4%	9,400円	7,000円	16万円
平成30年度	1.65%	8,000円	4,200円	16万円
比較	△0.75%	△1,400円	△2,800円	0万円

表2 平成30年度国保税 納期一覧

期別	納期限
1期	7月31日(火)
2期	8月31日(金)
3期	10月1日(月)
4期	10月31日(水)
5期	11月30日(金)
6期	12月25日(火)
7期	平成31年1月31日(木)
8期	2月28日(木)

問 町民生活課 ☎72-6933

問 税務課 ☎72-6932

国民年金コーナー

～障害基礎年金を受給されている方の所得状況届などの提出について～

20歳前に初診日のある傷病による障害基礎年金の受給権者は、引き続き年金を受けられるかを確認するために、毎年7月に「受給権者所得状況届」を提出する必要があります。

該当する方には、6月下旬から7月上旬に日本年金機構から所得状況届などが郵送されますので、忘れずに提出してください。

また障がい状態の確認が必要な方には診断書付きの届書が送付されますので、7月中に医師の診断を受けてから提出してください。

【提出期限】 7月31日(火)

【提出先】 町民生活課

【注意】

- ・提出が遅れると、年金の支払いが一時停止されることがあります。
- ・平成30年1月2日以降にほかの市町村から転入された方は、前住所地の平成30年度分の所得証明書を添付してください。
- ・所得申告をされていない方は、申告が必要となる場合があります。

問 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

問 町民生活課 ☎72-6933